

生総第101号
刑総第80号
地第70号
広第83号
平成31年 2 月18日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察犯罪対策本部設置要綱の制定について（通達）

本県警察においては、組織を挙げて街頭犯罪等の県民の生活を脅かす身近な犯罪に対する総合対策を推進し、平成30年には戦後最多を記録した平成14年の刑法犯認知件数と比較して約25%にまで減少させるなど、一定の成果を挙げているところであるが、未だ県民の治安に対する不安感を払拭するには至っていない状況にある。

県民の安全・安心を確保するには、これまでの成果を確実に定着させつつ、現状の課題解決に向けた実効性のある取組を戦略的に展開していくことが必要である。

そこで、別添のとおり、「岐阜県警察犯罪対策本部設置要綱」を制定し、平成31年 2 月18日から運用することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

なお、「岐阜県警察犯罪抑止対策本部設置要綱」（平成24年12月20日付け生総第900号）は廃止する。

別添

岐阜県警察犯罪対策本部設置要綱

第1 目的

この要綱は、「安全・安心な『清流の国ぎふ』づくり」を実現するため、各部門が有機的に連携し、犯罪の実態把握、分析に基づく総合的な被害防止対策と検挙対策の推進を図るため岐阜県警察犯罪対策本部（以下「対策本部」という。）の設置、運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 推進体制等

1 対策本部

(1) 設置

警察本部に対策本部を置く。

(2) 任務

対策本部は、犯罪対策の方針及び推進事項を決定し、その総合的な推進を図ることを任務とする。

(3) 編成

対策本部は、対策本部長及び幕僚をもって構成し、その構成員は別表1のとおりとする。

(4) 運営

ア 対策本部長は、必要により対策本部を招集する。

イ 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部の構成員以外の者に対し、対策本部会議への出席を求めることができる。

ウ 対策本部会議は、部長会議（岐阜県警察処務規程（平成14年岐阜県警察訓令第3号）に定める部長会議をいう。）をもって行うことができる。

2 幹事会

(1) 設置

対策本部に幹事会を置く。

(2) 任務

幹事会は、対策本部への付議事項及び部門間の連携に関する事項について事前に協議・検討することを任務とする。

(3) 編成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、その構成員は別表2のとおりとする。

(4) 運営

ア 幹事長は、必要により幹事会を招集する。

イ 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

ウ 幹事会は、連絡調整会議（「連絡調整会議設置要綱」（平成20年4月1日付け務第293号）に定める連絡調整会議をいう。）をもって行うことができる。

3 犯罪対策戦略室

(1) 設置

対策本部に犯罪対策戦略室を置く。

(2) 任務

犯罪対策戦略室は、次に掲げる事項を総合的に検討し、犯罪対策の効果的な推進を図る

ことを任務とする。

ア 犯罪対策を図るための具体的な推進方策

イ 犯罪対策の推進状況のとりまとめと効果の検証

ウ 関係所属及び各警察署に対する必要な指導・支援

エ その他、任務を遂行するために必要な事項

(3) 編成

犯罪対策戦略室は、室長（犯罪対策戦略官）、副室長（検挙対策官）、被害防止対策班、検挙対策班及び犯罪分析班をもって構成し、その構成員は別表3のとおりとする

(4) 運営

ア 室長（犯罪対策戦略官）は、必要により犯罪対策戦略室会議を招集する。

イ 室長（犯罪対策戦略官）は、必要があると認めるときは、犯罪対策戦略室の構成員以外の者に対し、犯罪対策戦略室会議への出席を求めることができる。

4 警察署犯罪対策本部

(1) 設置

警察署に警察署犯罪対策本部（以下「署対策本部」という。）を置く。

(2) 任務

署対策本部は、対策本部及び他の署対策本部と連携し、管内における犯罪対策の効果的な推進を図ることを目的とする。

(3) 編成

署対策本部は、署対策本部長、署犯罪対策戦略官及び対策員をもって構成し、その構成員は別表4のとおりとする。

(4) 運営

ア 署対策本部長は、必要により署対策本部会議を招集する。

イ 署対策本部長は、必要があると認めるときは、署対策本部の構成員以外の者に対し、署対策本部会議への出席を求めることができる。

第3 その他

この要綱に定めるもののほか、対策本部及び署対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年2月18日付け生総第101号ほか）

この要綱は、平成31年2月18日から施行する。

岐阜県警察犯罪対策本部の構成

別表1

対 策 本 部	
対 策 本 部 長	警察本部長
幕 僚	総務室長
	警務部長
	首席監察官
	生活安全部長
	地域部長
	刑事部長
	組織犯罪対策統括官
	交通部長
	警備部長
	警察学校長

別表2

幹 事 会	
幹 事 長	生活安全部参事官
副 幹 事 長	刑事部参事官
幹 事	総務室参事官
	警務部参事官
	地域部参事官
	交通部参事官
	警備部参事官
	参事官(一般職員)
	広報県民課長
	監察課長
	警察学校副校長

別表3

犯 罪 対 策 戦 略 室			
		室長(犯罪対策戦略官) 生活安全部参事官	
		副室長(検挙対策官) 刑事部参事官	
被 害 防 止 対 策 班		検 挙 対 策 班	
役職	担 当 者	役職	担 当 者
班長	生 活 安 全 総 務 課 長	班長	刑 事 総 務 課 長
班員	所 属	所 属	担 当 者
	生活安全総務課	刑事総務課	調査官
	生活安全総務課	刑事総務課	課長補佐(企画・支援)
	広報県民課	捜査第一課	課長補佐(企画情報・捜査支援)
	地域課	捜査第二課	課長補佐(企画指導)
	通信指令課	捜査第三課	課長補佐(企画指導)
		組織犯罪対策課	課長補佐(企画指導)
		国際捜査課	課長補佐(企画指導)
		地域課	課長補佐(企画)(兼)
犯 罪 分 析 班			
事務局	所 属	担 当 者	
	生活安全総務課	課長補佐(犯罪抑止対策)(兼)	
	刑事総務課	課長補佐(企画・支援)(兼)	

別表4

署 対 策 本 部	
署 対 策 本 部 長	警察署長
署犯罪対策戦略官	副署長又は次長
対策員	警務課長
	生活安全課長
	地域課長
	刑事課長
	交通課長
	警備課長